

佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例の一部を改正する条例を(二)に公布する。

平成二十一年十二月十八日

佐賀県知事 古川康

◎佐賀県条例第五十七号

佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例の一部を改正する条例

佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例（平成十三年佐賀県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条第三項」を「第十八条第六項」に改める。

第二条第一号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改め、同条第三号中「海岸保全区域」の下に「いすれも土石（砂を含む。以下同じ。）を採取する場合に限る。」を加える。

第三条第一項中「第十八条第三項」を「第十八条第六項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条、第二条第一号及び第三条の改正規定は、公布の日から施行する。

佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
(趣旨)	(趣旨)	(趣旨)
<b>第一条</b> この条例は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号。以下「法」という。）第十八条第六項の規定に基づく一般海域における使用又は収益の許可に係る土石採取料又は占用料（以下「土石採取料等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。	<b>第一条</b> この条例は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号。以下「法」という。）第十八条第三項の規定に基づく一般海域における使用又は収益の許可に係る土石採取料又は占用料（以下「土石採取料等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。	<b>第一条</b> この条例は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号。以下「法」という。）第十八条第六項の規定に基づく一般海域における使用又は収益の許可に係る土石採取料又は占用料（以下「土石採取料等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。
<b>(定義)</b>	<b>(定義)</b>	<b>(定義)</b>
<b>第二条</b> この条例において「一般海域」とは、次に掲げる区域以外の海域をいう。 一 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第一百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域 二 略	<b>第二条</b> この条例において「一般海域」とは、次に掲げる区域以外の海域をいう。 一 漁港法（昭和二十五年法律第一百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域 二 略	<b>第二条</b> この条例において「一般海域」とは、次に掲げる区域以外の海域をいう。 一 漁港法（昭和二十五年法律第一百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域 二 略
<b>(土石採取料等の徴収)</b>	<b>(土石採取料等の徴収)</b>	<b>(土石採取料等の徴収)</b>
<b>第三条</b> 法第十八条第六項の規定により一般海域において土石の採取又は占用の許可を受けた者は、別表第一の規定により算定した額に一・〇五を乗じて得た額の土石採取料又は別表第二の規定により算定した額の占用料（一般海域における占用のうち消費税法（昭和六十三年法律第八百八号）第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあつては、その額に一・〇五を乗じて得た額の占用料）を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。	<b>第三条</b> 法第十八条第三項の規定により一般海域において土石の採取又は占用の許可を受けた者は、別表第一の規定により算定した額に一・〇五を乗じて得た額の土石採取料又は別表第二の規定により算定した額の占用料（一般海域における占用のうち消費税法（昭和六十三年法律第八百八号）第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあつては、その額に一・〇五を乗じて得た額の占用料）を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。	<b>第三条</b> 法第十八条第六項の規定により一般海域において土石の採取又は占用の許可を受けた者は、別表第一の規定により算定した額に一・〇五を乗じて得た額の土石採取料又は別表第二の規定により算定した額の占用料（一般海域における占用のうち消費税法（昭和六十三年法律第八百八号）第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあつては、その額に一・〇五を乗じて得た額の占用料）を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。